

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-105

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。<u>次項及び第3項において同じ。</u>）のある会計年度任用職員（会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。）が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第</p>	<p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第6条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下同じ。</u>）のある会計年度任用職員（会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32。以下「勤務時間規則」という。）第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。）が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（条例第9条の3第4項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する会計年度任用職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第</p>

110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13—32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは、「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 (略)

2 (略)

3 年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる

110号。以下「育休法」という。)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)のある会計年度任用職員(会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13—32。以下「勤務時間規則」という。)第7条の4で定める者に該当する場合における当該会計年度任用職員を除く。)が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした会計年度任用職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合」とあるのは、「公務の運営に支障がある場合」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある会計年度任用職員が、一般職常勤職員の例により、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 (略)

2 (略)

3 年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)～(4) (略)

(5) 当初任用日から1年を超えた区分期間初日（各一年区分期間の初日をいう。以下、この項において同じ。）以外に会計年度任用職員として再度任用された場合（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）当該再度任用された日の前日における年次有給休暇の日数

(6)・(7) (略)

4～7 (略)

(特別休暇)

第10条 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7)～(15) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する特別休暇で、週又は日を単位とするもの（同項第12号から第14号まで

場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1)～(4) (略)

(5) 当初任用日から1年を超えた日以降において区分期間初日（各一年区分期間の初日をいう。以下、この項において同じ。）以外に会計年度任用職員として再度任用された場合（次号及び第7号に掲げる場合を除く。）当該再度任用された日の前日における年次有給休暇の日数

(6)・(7) (略)

4～7 (略)

(特別休暇)

第10条 会計年度任用職員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は当該各号に定める期間とする。

(1)～(5) (略)

(6) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の会計年度において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内で必要と認める期間

(7) (略)

(8) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第16号において同じ。）が出産の場合 3日以内で必要と認める期間

(9) 配偶者の出産前後の期間に、当該出産に係る子又は上の子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日以内で必要と認める期間

(10)～(18) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する特別休暇で、週又は日を単位とするもの（同項第6号、第8号、第9

の特別休暇を除く。)の期間は、原則として連続する暦日によるものとする。ただし、同項第4号の特別休暇についてはその期間を1暦日ごとに、同項第5号の特別休暇についてはその期間を2つの連続する暦日に分割することができる。

4 第1項第12号から第14号までの特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。この場合において、1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合には、前条第7項の規定を準用する。

5 (略)
(介護時間)

第12条 (略)

2 (略)

3 会計年度任用職員の介護時間の単位は30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（第10条第1項第8号に規定する特別休暇又は育休法第19条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(年次有給休暇又は特別休暇の請求等)

第13条 (略)

2 特別休暇（第10条第1項第6号に規定する特別休暇を除く。）の承認については、勤務時間規則第15条の規定の例による。

号及び第15号から第17号までの特別休暇（以下この条において「特定休暇」という。）を除く。)の期間は、原則として連続する暦日によるものとする。ただし、同項第4号の特別休暇についてはその期間を1暦日ごとに、同項第5号の特別休暇についてはその期間を2つの連続する暦日に分割することができる。

4 特定休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。この場合において、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、前条第7項の規定を準用する。

5 (略)
(介護時間)

第12条 (略)

2 (略)

3 会計年度任用職員の介護時間の単位は30分とし、当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（第10条第1項第11号に規定する特別休暇又は育休法第19条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該特別休暇及び部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

(年次有給休暇又は特別休暇の請求等)

第13条 (略)

2 特別休暇（第10条第1項第7号に規定する特別休暇を除く。）の承認については、勤務時間規則第15条の規定の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。